

別表第1（第2条関係）

認定基準
1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者であること。 (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置 (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税措置 (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免措置 (4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免措置 (5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免措置 (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免措置 (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく国民健康保険税の減免措置又は徴収の猶予措置 (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給措置 (9) 前各号に定めるもののほか、次のいずれかに該当する者であること。 ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者 イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 ウ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められる者 エ 経済的理由により児童生徒の欠席日数が多い者 オ 当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者 (ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者 (ウ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 2 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 世帯の前年の収入額（給与収入、自営所得、老齢年金その他の課税収入額）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき、別に定める算式により算定した額の1.5倍未満の者 (2) 特別の事情により前号に準ずる者

備考 第1項及び第2項のいずれにも該当する者を認定の対象とする。